

## 通所支援施設ふたば消防計画（防火管理規程）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、通所支援施設ふたば（放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画は、通所支援施設ふたばに勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（予防管理組織）

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名
1階支援区画	管理者 [Redacted] 防火管理講習修了	調理室	[Redacted]
		指導訓練室1・2	〃
		特別支援室	[Redacted]
		多目的ホール	〃
		トイレ3か所	〃
2階事務区画	児童発達管理責任者 [Redacted]	スタッフルーム	[Redacted]
		事務室	[Redacted]
		施設長室	〃

（建物等の自主検査）

第4条 火元責任者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等	1日1回	火気使用設備	毎日終業時
	防火区画	1日1回	電気ポット他電熱器等 各コンセント	毎日終業時
消防用設備等		1日1回	消火器、防火バケツ	毎日終業時

2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。

3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、管理権限者に報告し、改修を図らなければならない。

(職員等の遵守事項)

第5条 全職員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気管理に関する事項

- ア 利用者等の手の届く所にマッチ、ライターを置かない。所持しながらの支援禁止。
- イ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ウ 台所内は常に整理整頓し、カセットコンロ等は定期的に清掃する。
- エ 工事を行うときは、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を施工する。

(2) 防火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室等の施錠を行う。
- エ トイレ、洗面所等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には、物品（玩具、いす等）を置かない。
- イ 階段、非常口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。
- ウ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者又は防火担当責任者に報告する。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持管理するために次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点 検 実 施 月 日		
	機器点検		総合点検
消 火 器	10月 1 日	4 月 1 日	
室内火災報知設備	10月 1 日	4 月 1 日	4月 1 日
誘 導 灯	10月 1 日	4 月 1 日	

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、管理権限者に報告し、改修を図らなければならない。

定期的法定点検施工依頼

株式会社 SPR九州ビルシステム

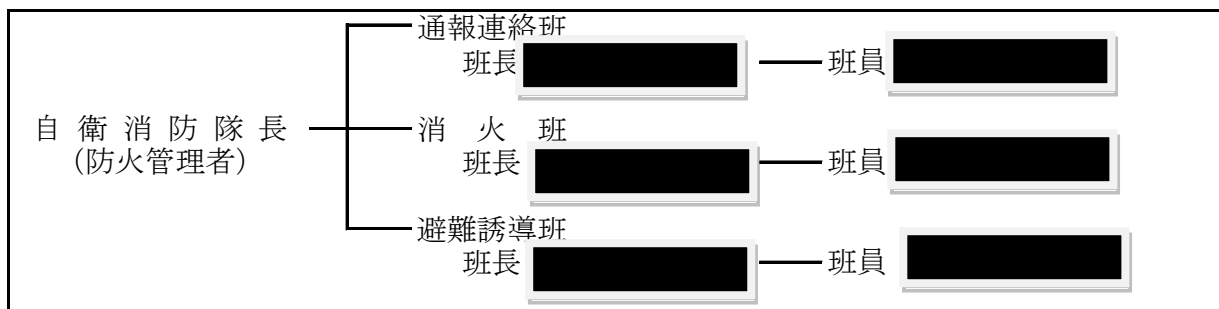
鹿児島市吉野町8754-5

TEL 099-243-0088

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。



任 務 分 担	
通 報 連 絡 班	119番で消防機関へ通報する。 管理者への連絡を行う。 関係者への連絡を行う。
消 火 班	消火器等による初期消火を行う。
避 難 誘 導 班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

(震災対策)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、本棚等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、置物等の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
飲料水 (備蓄12リットル)	1 ケース	玄関靴箱上部
非常用食料 (缶詰、乾パン等)	1 ケース	
応急手当セット (三角巾、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等)	1 車両/1 セット	
懐中電灯	2 本	
携帯用ラジオ	1 台	

## (2) 地震後の安全措置

ア 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。

イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

ウ 防火担当者は、火災等第二次災害の発生を防ぐために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。

## (3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

### ア 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 必要な情報を職員に知らせる。

### イ 警戒巡視

消火班は、次のことを行う。

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。

### ウ 避難誘導

避難誘導班は、利用者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 利用者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。

(イ) 利用者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な措置を行う。

(ウ) 利用者等を事業所指定避難場所まで1次的に誘導し、点呼確認後に広域避難場所へ誘導する。

誘導の際は、先頭と最後尾に職員等を配置して行う。

(事業所指定避難場所)

一時避難場所として園庭又は、施設前駐車場 指定避難場所 七社神社・七社公民館

(広域避難場所)

ハザードマップ(吉野東D-7) 吉野小学校

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

## (教育訓練)

第9条 防火管理者等は職員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対 象 者	実 施 時 期	実 施 回 数	実 施 者		
			防 火 管 理 者	防 火 担 当 責 任	火 元 責 任 者
新 入 社 員	採 用 時	採 用 時 1 回	○		
職 員	4 月、10月	年 2 回	○		
	朝 礼 時	必 要 の 都 度		○	○
備 考	○印は、実施対象者を示す。				

(2) 防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上職員が遵守すべき事項について
- イ 火災発生時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 警戒宣言発令時の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施予定とする。

利用者の状況等の把握をし予定日に実施できなければ振替し近日中に実施すること。

訓 練 種 別	実 施 時 期	事 業 所
防 火 訓 練	4 月 予 定	通 所 支 援 事 業 所
防 火 ・ 防 災 訓 練	1 0 月 予 定	通 所 支 援 事 業 所

(消防機関への報告、連絡)

第10条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、消防機関より要請があった場合は次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）届出
- (2) 防火指導等の要請
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、令和4年4月2日から施行する。